

株 主 各 位

埼玉県川口市川口二丁目 2 番 7 号
株式会社川金ホールディングス
代表取締役社長 鈴木 信 吉

第 8 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第 8 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 埼玉県川口市川口三丁目1番1号
川口総合文化センター L I L I A 11階 大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第 8 期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 8 期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第 1 号議案 剰余金処分の件
第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kawakinhd.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

( 平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年度までの回復の動きが一服し、踊り場の様相を呈しました。マイナス金利導入など金融緩和の継続、原油価格の大幅下落などが下支えとなったものの、消費の低迷や中国経済の悪化などがマイナス要因となり、足もとでは、急激な円高も先行きへの不安材料となっております。補助金などの政策の期限切れなどにより、国内設備投資も年度末にかけて伸び悩みました。

海外経済につきましては、米国は堅調、欧州は緩やかな回復となりましたが、中国や東南アジアなどの新興国の経済成長は鈍化し、不安定な情勢が続いております。特に中国においては、建設機械関連や鉱山開発関係での落ち込みが激しく、回復の兆しがみえない状態にありました。

こうした状況のなか、当社グループは企業理念であります「高品位なテクノロジーを提供し、安全で安心できる快適な生活・社会基盤づくりに貢献する」を念頭において、各分野で付加価値の高い製品の提供に努めてまいりました。民需部門におきましては、自動車部品関連、大型建設機械関連、工作機械関連向けの受注に注力いたしました。一方、船舶関連や鉱山開発関連の需要が弱含んだため受注が計画を割り込み、素形材事業部門で売上減となりました。公共投資部門では、予算計上はされたものの、工期の延長や入札の見送りなどがみられました。ただし、期末にかけて年度内納入の要請が増え、いくつかの物件の売上計上が前倒しになりました。これらの結果、売上高は30,286百万円（前期比4.3%減）となりました。

損益面では、生産効率化や高付加価値品の受注増など粗利率改善努力の積み上げにより、営業利益は1,450百万円（前期比4.5%増）となりました。第4四半期に急激な為替相場変動に伴う為替差損が発生し、経常利益は1,136百万円（前期比42.7%減）となりました。また、第4四半期に中国事業における減損処理に伴う特別損失を計上いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純損失1,119百万円（前期は利益1,146百万円）となりました。

セグメント別事業の状況につきましては、以下のとおりであります。

セグメント別売上高

| セグメント区分  | 当連結会計年度<br>平成28年3月期 |            | 前連結会計年度<br>平成27年3月期 |            |
|----------|---------------------|------------|---------------------|------------|
|          | 売上金額<br>(百万円)       | 構成比<br>(%) | 売上金額<br>(百万円)       | 構成比<br>(%) |
| 素形材事業    | 10,653              | 35.2       | 12,185              | 38.5       |
| 土木建築機材事業 | 12,218              | 40.3       | 12,055              | 38.1       |
| 産業機械事業   | 6,936               | 22.9       | 6,931               | 21.9       |
| 不動産賃貸事業  | 478                 | 1.6        | 477                 | 1.5        |
| 合計       | 30,286              | 100.0      | 31,648              | 100.0      |

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

〔素形材事業〕

鋳鋼品は船舶原動機関連の需要が低迷し、鋳鉄品も製品ラインアップの見直しにより受注減となりました。精密鋳造品は中国経済減速の悪影響を受け、エンジン過給機向け部品や熱処理治具などの受注が低調でした。異型鋼につきましては、直動システム向けの需要が第3四半期までは好調でしたが、年度末にかけて在庫調整の動きがみられ、受注、生産とも計画未達となりました。これらの結果、売上高は10,653百万円（前期比12.6%減）となりました。

〔土木建築機材事業〕

工期の延長や入札の不調などによる工事発注の遅れが一部見られましたが、橋梁向けで年度内に売上計上となる納入前倒し物件が増えました。橋梁の維持補修関係の需要も回復し、受注も堅調に推移しました。建築用制震システムにつきましては、予定物件のいくつかで入札の延期による影響を受け、受注は計画を下回りました。これらの結果、売上高は12,218百万円（前期比1.4%増）となりました。

〔産業機械事業〕

油圧機器につきましては、大型建設機械向けシリンダーが前年度より下回りましたが、シールドマシン用ジャッキの受注が堅調でした。ゴム用射出成型機につきましては、引き続き新型製品を中心とする主力ラインナップの引き合いが多く、国内向け、海外向けともに受注が堅調で、生産も平準化しました。これらの結果、売上高は売上高は6,936百万円（前期比0.1%増）となりました。

〔不動産賃貸事業〕

不動産賃貸につきましては、売上高は478百万円（前期比0.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当期中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,110百万円、その主なものは素形材事業及び産業機械事業における製造設備の購入等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 今後の見通しと対処すべき課題

今後の経済状況につきましては、引き続き金融緩和効果や、財政政策を伴う経済対策が予想されることから、国内景気は下支えされていくものと予想されます。一方、株価の乱高下や急激な円高の影響が徐々に始めているなど、不透明感も拭いきれません。また、日本経済全体として海外需要頼みの状況が続いており、世界経済の影響が大きいことも不安材料の一つです。特に、景気減速感のある中国の状況はまだまだ落ち着きを見せず、新興国を中心に積極的な設備投資などの需要が期待できないのが実情です。

当社グループは、このような情勢に対して、着実に国内需要を取り込むと共に、世界の需要動向や市場状況の変化に即応できるような営業力、技術力の強化に努めてまいります。同時に、生産効率化による収益力向上と、品質安定化による顧客満足度向上を両立させ、更なる成長を目指します。受注面では、付加価値の高い素材へのシフトや、高品位な製品の拡販に努めます。生産面では、リードタイム短縮により需要家からの更なる短納期要求に対応し、生産性を上げるためのライン改造や組織再編を行います。

素形材、産業機械といった民需向けの事業部門では、納期や品質に関する顧客満足度をさらに上げられるような改善活動を続けてまいります。特に、自動車部品向け製品の受注増を目指し、生産能力の増強と新形状や新素材への挑戦に注力いたします。合わせまして、グループ内での共同営業を推し進め、同じ需要家に提供する製品の幅を広げてまいります。原価面では、徹底的なコスト削減を実施するべく、人的資源の再配置や、体制の見直しを進めます。電気代や原材料費などの上昇によるコストアップは、製造方法の改善や設計の見直しによるコストダウンで吸収いたします。合わせまして、生産効率化のための設備投資も続けてまいります。

土木建築機材部門につきましては、橋梁分野では、今年度新設工事発注が前年度並みとなる業界予想で、厳しい環境が続くものと思われます。量が見込めない中で、質を追求した受注戦略を念頭に、より付加価値の高い製品のPRを強化します。そのために、元請会社だけでなく、発注元である官公庁向けに技術営業を推進してまいります。また、国内市場の伸び鈍化を補うため、ベトナム工場を活用し、アジアを中心とする橋梁用デバイスの海外販売に注力するとともに、今年度よりグループに加わった米国DIS社の持つ世界的販売チャンネルに我が社製品をのせて、海外市場での更なる拡販を目指します。一方、国内維持補修分野の強化を目的として、新工法や新製品の開発も進めてまいります。建築分野では、これまで検討依頼があり未受注の案件の棚卸をするとともに、取りこぼしのないようにグループ総力あげての受注活動に努めます。また、新たな免制震装置の開発に努めると共に、これまで多くなかったマンションなどの居住施設や高層ビルなどの需要を追いかけてまいります。

グループ全体では、平成27年度からスタートした第2次3ヶ年中期経営計画「川金ReBORN」に掲げる柔軟な体制づくりに取り組み、着実に成長するべく歩みを進めてまいります。その上で、事業セグメント毎に安定した収益構造を確立してまいります。グループ内各社間、事業部門間のシナジー効果を最大化するために、共同研究開発を促進し、川金グループの技術力を結集した新製品の開発を増やします。そのために、注力分野への大胆な人的資源の投入や、配置の見直しなどによって、グループ経営の最適化を推進し、より強力で筋肉質な組織づくりを進めてまいります。これら施策の実行を通じて、グループ全体の企業価値の向上を図り、更なる発展を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                      | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 |
|------------------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 売上高(百万円)                                 | 25,972   | 27,982   | 31,648   | 30,286   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | 258      | 209      | 1,146    | △1,119   |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)             | 13.05    | 10.60    | 57.85    | △56.49   |
| 総資産(百万円)                                 | 29,859   | 32,590   | 35,830   | 35,081   |
| 純資産(百万円)                                 | 15,036   | 15,865   | 17,385   | 15,780   |

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益又は当期純損失(△)」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」に変更しております。

(4) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                 | 資本金<br>(百万円) | 当社の議決権比率<br>(%) | 主要な事業内容      |
|---------------------------------------|--------------|-----------------|--------------|
| (株)川口金属工業                             | 10           | 100.0           | 鋳造品の製造・販売    |
| (株)川金コアテック                            | 45           | 100.0           | 土木建築機材の製造販売  |
| Kawakin Core-Tech<br>Vietnam Co.,Ltd. | 242          | 100.0(間接所有)     | 土木建築機材の製造販売  |
| (株)松田製作所                              | 40           | 74.6            | 射出成型機の製造販売   |
| 光陽精機(株)                               | 40           | 70.0            | 油圧機器の製造販売    |
| (株)川口金属加工                             | 62           | 100.0           | 特殊鋼の圧延加工     |
| (株)ノナガセ                               | 30           | 100.0(間接所有)     | 土木建築機材の販売    |
| (株)林ロストワックス工業                         | 90           | 86.1            | 精密鋳造品の販売     |
| 大連[林]精密鋳造有限公司                         | 1,338        | 86.1(間接所有)      | 精密鋳造品の製造     |
| (株)川金ビジネスマネジメント                       | 90           | 100.0           | 不動産賃貸業       |
| (株)川金金融                               | 20           | 100.0           | グループ金融       |
| (株)川金テクノソリューション                       | 90           | 100.0(間接所有)     | 耐震・制震装置の設計解析 |
| 特殊メタル(株)                              | 10           | 100.0(間接所有)     | 鋳造品の製造       |

② 特定完全子会社に関する事項

| 名 称             | 住 所    | 帳簿価額     | 当社の帳簿価額     |
|-----------------|--------|----------|-------------|
| (株)川金ビジネスマネジメント | 埼玉県川口市 | 2,972百万円 | 資産 5,812百万円 |
| (株)川金コアテック      | 埼玉県川口市 | 1,289百万円 |             |

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、素形材事業（鋼材・鋳造品・精密鋳造品の製造販売）、土木建築機材事業（橋梁機材・建築材料の製造販売）、産業機械事業（射出成型機・油圧機器・省力化機械の製造販売）及び不動産賃貸事業であります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

|                                     |       |                       |
|-------------------------------------|-------|-----------------------|
| ㈱川金ホールディングス                         | 本社    | 埼玉県川口市川口2-2-7         |
| ㈱川金コアテック                            | 本社    | 埼玉県川口市川口2-2-7         |
|                                     | 大阪支店  | 大阪市北区芝田1-14-8 梅田北プレイス |
|                                     | 東京事務所 | 東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル |
|                                     | 仙台営業所 | 仙台市青葉区中央4-7-17 ベルザ仙台  |
|                                     | 茨城工場  | 茨城県結城市若宮8-43          |
|                                     | 札幌工場  | 北海道北広島市大曲工業団地4-4-5    |
| Kawakin Core-Tech Vietnam Co., Ltd. | 本社    | ベトナム社会主義共和国フンイエン省     |
| ㈱川口金属工業                             | 本社    | 埼玉県川口市宮町18-19         |
|                                     | 郡山事業所 | 福島県郡山市日和田町高倉字藤垣1-273  |
| ㈱川金ビジネスマネジメント                       | 本社    | 埼玉県川口市川口2-2-7         |
| ㈱川金金融                               | 本社    | 埼玉県川口市川口2-2-7         |
| ㈱松田製作所                              | 本社工場  | 埼玉県久喜市清久町1-1          |
| 光陽精機㈱                               | 本社    | 千葉県船橋市葛飾町2-340フロントビル  |
|                                     | つくば工場 | 茨城県筑西市倉持442           |
| ㈱川口金属加工                             | 本社    | 東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル |
|                                     | 兵庫工場  | 兵庫県加西市繁昌町字沖乙272       |
| ㈱ノナガセ                               | 本社    | 東京都中央区八丁堀4-8-2        |
| ㈱林ロストワックス工業                         | 本社    | 新潟県柏崎市西山町黒部445        |
| 大連[林]精密鋳造有限公司                       | 本社工場  | 中華人民共和国遼寧省大連市         |
| ㈱川金テクノソリューション                       | 本社    | 埼玉県川口市宮町18-19         |
| 特殊メタル㈱                              | 本社工場  | 福島県相馬市程田字潜石1番地        |

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数（人）    |
|----------|------------|
| 素形材事業    | 1,173 [29] |
| 土木建築機材事業 | 279 [27]   |
| 産業機械事業   | 268 [25]   |
| 不動産賃貸事業  | 1 [-]      |
| 全社       | 21 [2]     |
| 合計       | 1,742 [83] |

(注) 従業員数は就業人員であり（当社グループ外からグループへの出向者を含み、人材会社からの派遣社員を除く）、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数（人） | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|
| 7 [1]   | 43.66歳 | 5.11年  |

(注) 従業員数は就業人員数であり、（当社グループ外からグループへの出向者を含み、人材会社からの派遣社員を除く）、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 1,968百万円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 1,700    |
| 株式会社埼玉りそな銀行   | 1,633    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,066    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,000,000株(自己株式186,702株を含む)
- ③ 株主数 2,219名
- ④ 上位10名の株主

| 株 主 名                               | 持株数     | 持株比率  |
|-------------------------------------|---------|-------|
| 川金ホールディングス取引先持株会                    | 1,192千株 | 6.02% |
| (株)みずほ銀行<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株)) | 980     | 4.95  |
| 鈴木 信吉                               | 954     | 4.82  |
| (株)埼玉りそな銀行                          | 924     | 4.66  |
| 特殊メタル(株)                            | 756     | 3.82  |
| 鈴木 布二子                              | 738     | 3.73  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)           | 677     | 3.42  |
| 鈴木パーライト(株)                          | 548     | 2.77  |
| オイレス工業(株)                           | 542     | 2.74  |
| 鈴木 紀子                               | 484     | 2.45  |

(注) 持株比率は自己株式186,702株を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地位及び担当          | 重要な兼職の状況                                                           | 氏名    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 代表取締役社長         | 株式会社川金ビジネスマネジメント代表取締役会長<br>株式会社川口金属工業代表取締役社長<br>株式会社川金コアテック代表取締役社長 | 鈴木信吉  |
| 取締役<br>（経営管理部長） | 株式会社川金ビジネスマネジメント代表取締役社長<br>株式会社川金金融代表取締役社長                         | 青木満   |
| 取締役             | 株式会社松田製作所代表取締役社長                                                   | 鈴木康三  |
| 取締役             | 株式会社林ロストワックス工業代表取締役社長                                              | 安達正道  |
| 取締役             |                                                                    | 上斗米明  |
| 取締役             |                                                                    | 野長瀬裕二 |
| 常勤監査役           |                                                                    | 野村敏夫  |
| 監査役             |                                                                    | 田邊國夫  |
| 監査役             |                                                                    | 鈴木俊介  |

(注) 1. 取締役上斗米明氏及び取締役野長瀬裕二氏は、社外取締役であります。

2. 監査役田邊國夫氏及び監査役鈴木俊介氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、上斗米明氏及び野長瀬裕二氏、並びに田邊國夫氏及び鈴木俊介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は、社外取締役である上斗米明氏及び野長瀬裕二氏、並びに社外監査役である田邊國夫氏及び鈴木俊介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

取締役6名 280万円 監査役3名 140万円

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況及び発言状況

取締役である上斗米明氏及び野長瀬裕二氏、並びに監査役である田邊國夫氏及び鈴木俊介氏は、取締役会の全てに出席し、審議に必要な発言を適宜行っております。

- ・監査役会への出席状況及び発言状況

監査役である田邊國夫氏及び鈴木俊介氏は、監査役会の全てに出席し、積極的な意見交換を行っております。

ハ、社外役員の報酬等の総額

社外取締役2名 報酬額 6百万円 左記のほか子会社からの報酬額 - 百万円  
社外監査役2名 報酬額 7百万円 左記のほか子会社からの報酬額 - 百万円

ニ、記載内容に関する社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人  
② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 37百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円 |

(注) 1. 会社法監査と金融商品取引法監査との区分が困難なため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、会計監査人を変更することが妥当であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に上程することといたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

##### I 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下の通り決定し、その整備に努めております。

##### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類は適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施しております。必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。

取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧可能となっております。

また、情報セキュリティについては、「川金HDグループ情報セキュリティ基本方針」を制定し、企業機密その他情報（以下、機密情報という）等の管理に関する法令やその他の規範を遵守し、顧客や第三者から受領した機密情報を含め適切に管理・保護を行っております。

##### ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定しております。また、「川金HDグループコンプライアンス基本方針」を制定し、法令等の遵守の体制を確立するとともに、取締役及び使用人が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとしております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危険の管理に関する事項について、「川金HDグループ・リスクマネジメント基本方針」及び「危機管理ガイドライン」を制定し、リスクの防止及び損失の最小化を図っております。緊急時に委員会を開催するほか、最低年1回リスク管理委員会を開催し、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。

また、海外贈収賄リスクについては、「川金HDグループ海外贈収賄禁止基本方針」を制定し、外国公務員の贈収賄に対する防止体制強化を図るよう努めております。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。

また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化のため、取締役会の決議基準の改定をしております。各部門長が出席する経営会議において、具体的な業務執行の打合せを行い、経営の効率化を図っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定しております。「川金HDグループコンプライアンス基本方針」を制定し、法令等の遵守の体制を確立するとともに、取締役及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定めております。

また、社長に直属する部署として、「監査室」を設置し、法令、定款、社内規程等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を構築しております。

取締役及び社員等に企業倫理違反等の疑義のある行為等を発見した場合、業務上の報告経路のほか、社内においては総務部に、また、社外においては弁護士を受付窓口とする内部通報窓口を整備しております。なお、当該報告・相談をしたことを理由として報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保しております。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定し、「内部統制に係る方針」「子会社管理規程」等に基づき、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

i) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者（以下iii、ivにおいて「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当社に報告、共有される体制を取っております。

ii) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社と同様、損失の危険の管理に関する事項について、（緊急時に委員会を開催するほか）、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。

iii) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

また、法令等の遵守の体制に係る規程を制定するとともに、取締役及び使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

iv) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果すべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制の整備に努めております。

- ⑦ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項/ 当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項/ 当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置いておりません。

今後、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その監査役を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人としております。また、その使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要としております。

- ⑧ 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様としております。

また、グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告を行うものとしております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしております。当該不利益な取扱いは懲罰、内部通報の対象となります。

- ⑩ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会または常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の負担を行うものとしております。

- ⑪ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとしております。

監査役は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議に出席するとともに、重要事項については取締役及び使用人から報告を受けております。

また、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制としております。

監査役会を年4回以上開催して重要事項について協議するほか、監査役会と会計監査人との会合を持ち、会計監査の過程で発見された事項等の情報共有を図っております。

監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとしております。

## ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然として対応いたします。また、利益を得るために反社会的勢力を利用せず総会屋等に対する利益供与（情報誌購読・広告記載その他）は断じて行いません。

## II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の方針に基づいて内部統制システムの主な運用状況の概要は以下の通りです。

グループ会社管理体制及びコンプライアンス体制を強化するため、グループ全体の統制機能として「グループ・マネジメントポリシー」及びグループ全体の管理運用標準を示す「グループ・ガイドライン」を制定し、コンプライアンス意識の醸成と浸透を図りながら、コンプライアンスレベルの維持・向上に努めております。

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

川金ホールディングスグループでは、お客様の情報をはじめ、経営情報や営業情報等すべての情報を重要な財産と捉え、「川金HDグループ情報セキュリティ基本方針」及び「川金HDグループ個人情報保護基本方針」並びに「情報セキュリティ管理規程」において、企業秘密やその他の情報の適正な取扱いと管理方法を定めております。

### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i) 川金ホールディングスグループの役職員が法令・定款その他の社内規則及び社会的規範などに対して適正に行動するための「川金HDグループコンプライアンス基本方針」を制定し、周知徹底を行っております。

ii) グループ内・社内で自浄機能を作用させ、また、法令違反や不正行為等の不祥事の発生を防止するため、内部通報制度の見直しを行っております。通報者保護の充実を図るとともに通報対象者の範囲の拡大や第三者窓口の設置など内部通報制度運用規程の改定を行っております。内部通報制度の実効性の向上に取組み、社員にとって利用しやすく、信頼に足る制度として改定を行っております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

i) 「川金HDグループ・リスクマネジメント基本方針」のもと、「危機管理ガイドライン」を制定し、事業活動に潜在するリスクの低減及び危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備、維持しています。

また、最低年1回、リスク管理委員会を開催し、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。前事業年度の活動内容の振り返り、当事業年度の活動計画についての審議または報告を行うことで情報の共有を行っております。

ii) 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役様に定期的に報告しております。

iii) 近年の国内外における贈収賄規制の強化に対応するため、贈収賄防止対策の一環として「川金HDグループ海外贈収賄禁止基本方針」を制定し、その周知徹底を行っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 取締役会の意思決定機能と監督機能の向上を図るため、取締役会決議基準を改定いたしました。ホールディングスの重要な業務執行の決定事項を審議するための基準を明文化するとともに、グループ会社の重要な決定事項についてもホールディングス取締役会に上程するための基準を策定しております。
  - ii) 取締役会及び経営会議を当事業年度に適宜開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行状況について報告を受けております。
  - iii) 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) グループ・ガバナンス体制を強化するため、グループ全体の統制機能として「グループ・マネジメントポリシー」及び、業務運用の基準や目安となる「グループ・ガイドライン」を制定し、その周知徹底を行っております。
  - ii) 危機管理ガイドラインを制定することにより、危機の種類を定義するほか、グループ会社において重大な危機が発生した場合の即応体制としてグループ会社からホールディングスへの危機情報の報告体制を整備しております。
- また、災害時の対応としてグループ会社に危機対策窓口を設置するとともに、万一の事態に備え、事業活動の支障を限りなく極小化するよう適切な管理体制を整備し、継続的に改善しております。

#### (5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、買収防衛策を下記のとおり導入・継続しております。

##### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては当社の株主共同の利益（以下、単に「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきものと考えております。上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するのではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年の我が国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の向上、拡大に資さないものも想定されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上によって、株主、投資家の皆様から長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記 2 の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであります。したがって、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社社員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 沿革

当グループは、昭和23年、鑄物の街川口を代表する鑄造会社として創業いたしました。昭和33年には橋梁用支承の本格的な設計製作、昭和36年に電炉鋼ビレットの製造、昭和60年に異型鋼の圧延加工、平成2年に伸縮装置の製作、平成8年にゴム免震支承、平成16年に制震ダンパーの設計製作といった各事業を開始し市場に参入いたしました。この間、我が国の産業の発展に伴い、当社グループ戦略においても事業拡大の必要性が増し、昭和52年に射出成型機、昭和54年に油圧シリンダー、平成6年に精密鑄造品の各製造会社をグループ内に取り込みました。このように、当社グループは、技術力と現場力を重視したグループ体制を築きあげ、会社の利益向上に努めてまいりましたが、更なる発展のため、平成20年10月1日に株式会社川金ホールディングスによる持株会社体制に移行いたしました。更に、平成21年4月1日に子会社を素形材事業・土木建築機材事業・産業機械事業の各事業分野別に再編しました。

### 2. 企業価値向上への取組み

平成20年に創業60周年を迎えた当社グループは、一貫して「高品位なテクノロジーを提供し、安全で安心できる快適な生活、社会基盤作りに貢献する」ことを経営理念としてきており、当社の免震支承や制震装置によって橋梁などの社会資本や学校、病院、庁舎、ビルやマンションに至る建築物、ひいては市民の安全を守ることをその使命としております。鑄造部品、産業機械パーツにおきましても、最終製品の機能を十二分に発揮させ、ユーザーが安心して使える製品提供を目指すものであります。

この企業理念を実現するために、次の3点を経営の基本方針としております。

- (1) 全社員の能力向上により、社の総合力を高め成長と発展を続ける。
- (2) 新たな技術へのためまぬ挑戦により、顧客のニーズを満たし、“Tomorrow’s Technology, Today.”を実現する。
- (3) 法令遵守の精神にのっとり、公明正大な企業活動を実践する。

この経営の基本方針にのっとり、当社グループは、世界単位で激変する環境の中にあっても、安定的な収益を確保できうる経営基盤の強化を図るとともに、更なる発展を目指しております。また、過大な設備、人的資源の見直しを目的としたグループ全体を見渡した体制再構築を積極的に推進し、原材料の高騰などの外部要因による影響を内部吸収できるような強靱なグループ体制にまいります。持株会社制への移行は、このような体制再構築の一環として、グループ全体の最適化の観点にたった経営資源の再配分やリスク管理、事業基盤の維持強化を進めることを目的としたものであります。

現在、当社グループは、当社、連結子会社13社により構成され、土木建築用構造機材、素形材、及び産業機械の3分野を主な事業領域としております。いずれも「高品位部材メーカー」をキーワードに高い技術力と確かな製品力によって、需要家のニーズを満足させることを経営方針としております。

土木建築用構造機材につきましては、橋梁用免震支承のトップシェアを維持しており、市場のリーダーとして高機能化や低価格化といった課題に取り組んでおります。

素形材につきましては、永年培ってきた技術力と現場力によって、産業機械用部品や自動車部品などを中心に、新しい材質や形状の鋳造、加工にチャレンジしております。特に安価な外国製品に対抗できる価格競争力を備えつつ、品質・納期面での優位性を出すことによって、差別化を図っております。

産業機械につきましては、高機能が要求されるマーケットにあつて、トップメーカーの地位を確保すべく、国内向け、海外向けともにさまざまなニーズに応えられるような技術提案力の向上と生産能力の増強に努めております。

このような状況の中で、平成24年度に当社グループは3か年中期経営計画をスタートさせております。当中期計画においては、以下の将来像を掲げて業務に取り組んでおり、平成27年度からの新たな中期計画においても継続しております。

- (1) 時代変化に柔軟な企業集団
- (2) 顧客志向のエンジニアリングソリューション集団
- (3) 強固な企業統治体制

以上のとおり、当社グループにおける企業価値の源泉は、各事業分野において永年にわたり蓄積してきた「技術力」と「現場力」にあります。それらによって構築された顧客との長期的信頼関係、変化する顧客ニーズを満たす新製品開発能力、市場への提案力、品質・納期を満たす製品供給力などが当社グループの持続的な企業価値・株主共同の利益の向上、拡大への取組みの根幹となっております。そして当然ながらにして、これらのような技術的見地をベースに、さまざまなノウハウを有機的かつ継続的に融合させていくことのでき

る人材が、この取組みに必要な不可欠であります。当社グループは、当社グループが関わる製品や技術情報、市場等についての豊富な経験と知識、すなわち「技術力」と「現場力」に対する適切な理解なくしては、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるための施策の策定、実行は困難であると考えております。

### 3. コーポレートガバナンス（企業統治）への取組み

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレートガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために、取締役全員の任期を1年としております。また、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、監査役は、取締役会に出席するほか、各種会議等に参加し、積極的に意見を述べており、十分な経営チェックが可能な体制となっております。

内部監査については、業務執行機関と独立した部門として、監査室を設置しております。内部統制システムの構築とグループ内浸透を推し進めております。

また、株主の皆様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、安全・環境・品質の確保、社会貢献活動、法令遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実に努めております。

## III 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 企業価値・株主共同の利益の確保、向上

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保、向上に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値・株主共同の利益の確保、向上に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありませぬ。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象である会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値・株主共同の利益の確保、向上をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、

当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2.（3）①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

## （2）本プラン継続の必要性

当社の株券等は、上場株式として、原則的に自由に譲渡でき、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記（1）のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否かを株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じることの是非を十分に決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えており、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを継続しております。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別添のとおりであります。

## 2. 本プランの内容

### （1）本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付

する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従って対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行うことがあります。

(2) 本プランの継続手続一定時株主総会における承認

本プランの継続は、当社定款第18条の規定に基づき、平成27年3月期定時株主総会における決議により、株主の皆様にご承認をいただいております。

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の公開買付者<sup>6</sup>が所有<sup>7</sup>または所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者<sup>8</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>9</sup>の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

（注の説明）

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を行います。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有を行います。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を行います。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を行います。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者を行います。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項第1号に規定する所有を行います。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を行います。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を行います。②本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページに本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定

める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む意向表明書（大量買付者の代表者による署名または記名捺印があるものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、大量買付者の履歴事項証明書（若しくはこれに相当する外国官署の証明書）、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。買付提案書の添付書類に不足があるときは追完を求めます。また、大量買付者から提供を受けた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、買収の是非に関する株主の皆様への適切なご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び独立委員会が別途要求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（以下、「追加情報」といいます。ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求までは行わないこととします。）。当社取締役会による追完の要求、あるいは追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後10日以内（追加情報提供の要求に応じた追加情報提供があったときの更なる追加情報の提供要求は、その受領後10日以内）に行うこととします。

（本必要情報）

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有・所有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、及びその方法及び内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性及びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）

- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様へ開示いたします。大量買付行為があった事実及び大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様への判断に必要なものと当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

#### ②当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書（同添付書類を含む）に記載される内容につき、買収の是非に関する株主の皆様への適切なご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた追加情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記③に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を十分検討してとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑥に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

### ③独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン継続時の独立委員会の委員には、浜田卓二郎氏、高橋修平氏及び田邊國夫氏の合計3名が就任しております。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行います。

### ④対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む社外監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的な内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

### ⑤対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものとみ

なし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、直ちに、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じるものではありません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を確保または向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合

(viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合

(ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買取である場合

- a. 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- b. 当該時点に対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたは回避することができないおそれがある場合

#### ⑥当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記⑤ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います（以下、この決定のうち、不実施の決定がなされたときの通知を「不実施決定通知」といいます。）。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑦当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（以下「行使価額」といいます。）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者（Ⅲ 2. (3)①に定義する者をいいます。）、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき

共同保有者とみなされる者を含みます。）、若しくはその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（以下「非適格者」といいます。ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値・株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととします。）は、本新株予約権を原則として行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で非適格者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当社普通株式と引換えに、当該者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記（１）記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を發動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### （５）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成27年3月期定時株主総会の終結の時から平成30年6月開催予定の平成30年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、平成27年3月期定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成27年6月11日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成30年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置自体（発動）はなされておきませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、割当実施時点で、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使・不行使または取得等に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行なう場合には、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。これに対して、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手续により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手续を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

本新株予約権の行使または取得に関しては、上記2(4)のとおり、差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されます。この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

また、本新株予約権自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様は株式が交付される場合

には、株主の皆様が振替口座に当該株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様において必要となる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替をしていただく必要があります。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社社員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社社員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を充足していると考えられること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入

に係る諸規則の趣旨に合致したものと考えます。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

## 2. 企業価値・株主共同の利益の確保または向上を目的として継続されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保または向上することを目的として継続されるものです。

## 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、継続にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、有効期間が満了する年の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として継続されます。上記Ⅲ 2. (2)に記載のとおり、平成27年3月期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されておりますので、本プランを継続しております。更に、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなり、その意味で、本プランの継続だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様にお示しするものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

## 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2. (3)④に記載のとおり、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立性の高い社外者からなる独立委員会を設置しております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

## 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)③及びⅢ 2. (3)⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお廃止または発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

### 独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名です。

浜田 卓二郎

略歴： 昭和40年4月 大蔵省入省  
昭和55年6月 衆議院議員初当選  
平成17年2月 弁護士法人浜田卓二郎事務所設立、代表社員（現）

高橋 修平

略歴： 平成10年4月 弁護士登録、清水直法律事務所入所  
平成13年11月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
平成20年4月 高橋修平法律事務所設立、代表（現）

田邊 國夫

略歴： 昭和39年4月 株式会社三菱銀行入行  
平成7年6月 財団法人聖路加国際病院事務局長  
平成20年10月 当社社外監査役（現）

(別紙2)

### 独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入・継続に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
- ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者

- ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
  - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、平成27年3月期定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成30年3月期定時株主総会の終結の時までとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
  - ② 買付提案の内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の実施または不実施
  - ③ 対抗措置の中止
  - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
  - ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
  - ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
- 第5条 独立委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。
- 第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- 第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

## 新株予約権の要項

### 1. 割当て対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

#### ② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

### 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

### 8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が

新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

- i) 下記viii) a)における「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、同b)における「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。本要項のその余の場合における「株券等」とは、これらのうちの最も広義のものをいう。
- ii) 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- iii) 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- iv) 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- v) 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項第1号に規定する所有をいう。
- vi) 「大量買付行為」とは、特定株式保有者による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案をいう（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除く。）。
- vii) 「大量買付者」とは、大量買付行為を行いまたは行おうとする者をいう。
- viii) 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けの結果、
  - a. 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
  - b. 当社の株券等の当該公開買付者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
- ix) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- x) 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- xi) 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

② 以下に定める者は原則的に新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別

関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（以下「非適格者」という。ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値・株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができる。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当社普通株式と引換えに、当該者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができる。

#### 11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

#### 12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

#### 14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

#### 15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>20,788,857</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>12,229,656</b> |
| 現金及び預金             | 6,527,938         | 支払手形及び買掛金            | 4,422,766         |
| 受取手形及び売掛金          | 8,286,754         | 短期借入金                | 600,000           |
| たな卸資産              | 5,198,231         | 1年以内返済予定の長期借入金       | 4,816,500         |
| 未収入金               | 298,964           | リース債務                | 388,097           |
| 繰延税金資産             | 218,989           | 未払法人税等               | 246,033           |
| その他                | 279,898           | 未払消費税等               | 137,701           |
| 貸倒引当金              | △21,919           | 未払費用                 | 315,811           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>14,292,756</b> | 賞与引当金                | 274,671           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>11,279,450</b> | 事業構造改善引当金            | 408,352           |
| 建物及び構築物            | 3,541,515         | その他の他                | 619,720           |
| 機械装置及び運搬具          | 3,304,080         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>7,071,341</b>  |
| 工具、器具及び備品          | 284,395           | 長期借入金                | 4,830,532         |
| 土地                 | 4,095,242         | リース債務                | 765,390           |
| 建設仮勘定              | 54,217            | 繰延税金負債               | 165,178           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>317,348</b>    | 役員退職慰労引当金            | 239,540           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,695,957</b>  | 退職給付に係る負債            | 351,871           |
| 投資有価証券             | 2,215,344         | その他の他                | 718,829           |
| 退職給付に係る資産          | 5,596             | <b>負 債 合 計</b>       | <b>19,300,997</b> |
| 繰延税金資産             | 2,343             | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 破産更生債権等            | 41,310            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>12,351,181</b> |
| その他                | 476,152           | 資本金                  | 500,000           |
| 貸倒引当金              | △44,790           | 資本剰余金                | 689,600           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>35,081,614</b> | 利益剰余金                | 11,201,814        |
|                    |                   | 自己株式                 | △40,233           |
|                    |                   | その他の包括利益累計額          | 1,666,877         |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金         | 687,667           |
|                    |                   | 為替換算調整勘定             | 979,210           |
|                    |                   | 非支配株主持分              | 1,762,556         |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>15,780,616</b> |
|                    |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>35,081,614</b> |

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目               | 金額        |            |
|-------------------|-----------|------------|
| 売 上 高             |           | 30,286,242 |
| 売 上 原 価           |           | 24,308,468 |
| 売 上 総 利 益         |           | 5,977,773  |
| 販売費及び一般管理費        |           | 4,527,310  |
| 営 業 利 益           |           | 1,450,463  |
| 営 業 外 収 益         |           |            |
| 受 取 利 息           | 5,748     |            |
| 受 取 配 当 金         | 49,559    |            |
| 助 成 金 収 入         | 123,873   |            |
| 受 取 保 険 金         | 75,596    |            |
| そ の 他             | 40,803    | 295,581    |
| 営 業 外 費 用         |           |            |
| 支 払 利 息           | 108,017   |            |
| 為 替 差 損           | 469,096   |            |
| そ の 他             | 32,012    | 609,126    |
| 経 常 利 益           |           | 1,136,918  |
| 特 別 利 益           |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益     | 2,194     |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 45,859    |            |
| そ の 他             | 3,146     | 51,201     |
| 特 別 損 失           |           |            |
| 固 定 資 産 処 分 損     | 21,391    |            |
| 減 損 損 失           | 1,336,826 |            |
| 事業構造改善引当金繰入額      | 408,352   |            |
| 財 務 調 査 費 用       | 172,145   |            |
| そ の 他             | 2,950     | 1,941,666  |
| 税金等調整前当期純損失       |           | 753,546    |
| 法人税、住民税及び事業税      | 580,491   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額     | △25,324   | 555,167    |
| 当 期 純 損 失         |           | 1,308,714  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失   |           | 189,509    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失   |           | 1,119,204  |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

|                          | 株 主 資 本 |         |            |         |            |
|--------------------------|---------|---------|------------|---------|------------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式    | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                | 500,000 | 688,042 | 12,469,619 | △40,219 | 13,617,443 |
| 当 期 変 動 額                |         |         |            |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当              | -       | -       | △148,599   | -       | △148,599   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失（△）   | -       | -       | △1,119,204 | -       | △1,119,204 |
| 自己株式の取得                  | -       | -       | -          | △14     | △14        |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動 | -       | 1,557   | -          | -       | 1,557      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  | -       | -       | -          | -       | -          |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -       | 1,557   | △1,267,804 | △14     | △1,266,261 |
| 当 期 末 残 高                | 500,000 | 689,600 | 11,201,814 | △40,233 | 12,351,181 |

|                          | その他の包括利益累計額      |             |                   | 非 支 配 株 主 分 | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------|------------------|-------------|-------------------|-------------|------------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 為 替 換 算 勘 定 | その他の包括利<br>益累計額合計 |             |            |
| 当 期 首 残 高                | 1,041,289        | 776,463     | 1,817,753         | 1,950,571   | 17,385,767 |
| 当 期 変 動 額                |                  |             |                   |             |            |
| 剰 余 金 の 配 当              | -                | -           | -                 | -           | △148,599   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失（△）   | -                | -           | -                 | -           | △1,119,204 |
| 自己株式の取得                  | -                | -           | -                 | -           | △14        |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動 | -                | -           | -                 | -           | 1,557      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  | △353,622         | 202,746     | △150,875          | △188,014    | △338,890   |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △353,622         | 202,746     | △150,875          | △188,014    | △1,605,151 |
| 当 期 末 残 高                | 687,667          | 979,210     | 1,666,877         | 1,762,556   | 15,780,616 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 13社
- ・主要な連結子会社の名称  
㈱川口金属工業 ㈱川金コアテック ㈱川口金属加工 ㈱川金テクノソリューション  
㈱川金ビジネスマネジメント ㈱松田製作所 光陽精機㈱ ㈱ノナガセ  
㈱林ロストワックス工業 大連 [林] 精密鑄造有限公司 ㈱川金金融 特殊メタル㈱  
Kawakin Core-Tech Vietnam Co., Ltd.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ㈱KMI
- ・連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、小規模会社であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため  
であります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ㈱KMI
- ・持分法を適用しない理由  
持分法非適用会社は重要性がないためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連 [林] 精密鑄造有限公司及びKawakin Core-Tech Vietnam Co., Ltd.  
の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては決算日現在の計算書類を  
使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必  
要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券
  - ・時価のあるもの  
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し  
売却原価は主として移動平均法により算定しております。）を採用しております。
  - ・時価のないもの 主として移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品、仕掛品  
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ  
の方法により算定）
- ・原材料、貯蔵品  
主として月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価  
切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 10年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 5年～20年  |

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証の取決めがある所有権移転外ファイナンス・リース取引については、当該取引の残価保証額）とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

### ハ. 事業構造改善引当金

子会社の人員適正化に伴う費用を含む事業構造改善のために発生すると見込まれる費用を計上しております。

### ニ. 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## ⑤ 重要な外貨建の資産、負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産・負債・収益及び費用は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。

⑦ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、これにより税金等調整前当期純損失は170,587千円増加しております。また、資本剰余金は1,557千円増加しております。

## 3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「繰延税金負債」を表示しておりましたが、金額的重要性がないため、当連結会計年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「繰延税金負債」は1,287千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「受取賃貸料」を表示しておりましたが、金額的重要性がないため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「受取賃貸料」は12,705千円であります。

## 4. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)が当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から当該適用指針を適用しております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

仕入先に対し預金30,000千円・投資有価証券103,749千円を仕入債務290,828千円の担保として差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,084,006千円

なお、上記金額には減損損失累計額を含んでおります。

(3) 受取手形割引高 2,323,208千円

受取手形裏書譲渡高 80,928千円

電子記録債権割引高 132,612千円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失の内容

| 場所                          | 用途   | 種類            |
|-----------------------------|------|---------------|
| 素形材事業における工場<br>(中華人民共和国遼寧省) | 工場   | 建物及び構築物・機械装置等 |
| 保養施設 (新潟県湯沢市他)              | 保養施設 | 建物及び構築物・土地等   |
| 電話加入権 (埼玉県川口市他)             | 遊休資産 | 無形固定資産        |

当社グループは、資産のグルーピングにつきまして、資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す把握可能な会計単位を基礎として区分しております。円高と生産費用の高騰により採算が著しく悪化したため、及び資産価値が著しく低下し、稼働状況も著しく低下していることを考慮し、建物及び構築物484,257千円、機械装置及び運搬具764,566千円、工具、器具及び備品50,829千円、土地13,854千円、無形固定資産23,320千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 20,000千株      | 一千株          | 一千株          | 20,000千株     |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 186千株         | 0千株          | 一千株          | 186千株        |

※自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

#### イ. 平成27年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 74,300千円
- ・1株当たり配当金額 3円75銭
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月30日

#### ロ. 平成27年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 74,299千円
- ・1株当たり配当金額 3円75銭
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月8日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
平成28年6月28日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・ 配当金の総額 74,299千円
  - ・ 1株当たり配当金額 3円75銭
  - ・ 配当の原資 利益剰余金
  - ・ 基準日 平成28年3月31日
  - ・ 効力発生日 平成28年6月29日

## 8. 金融商品に関する注記

### I. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用リスクの高い顧客に対しては外部信用調査会社の信用調査を利用し、信用状況を適時に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的の時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

外貨建の資産・負債は為替の変動リスクがあるため、為替予約取引等のデリバティブ取引を利用してあります。なお、デリバティブ取引の取引金額・時価評価及び限度額については管理を行っております。

### II. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

(千円)

|                            | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価          | 差額     |
|----------------------------|----------------|-------------|--------|
| 資産                         |                |             |        |
| (1) 現金及び預金                 | 6,527,938      | 6,527,938   | -      |
| (2) 受取手形及び売掛金              | 8,286,754      | 8,286,754   | -      |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券       | 2,077,195      | 2,077,195   | -      |
| 負債(※1)                     |                |             |        |
| (1) 支払手形及び買掛金              | (4,422,766)    | (4,422,766) | -      |
| (2) 長期借入金<br>(1年以内返済予定を含む) | (9,647,032)    | (9,627,327) | 19,704 |
| デリバティブ取引(※2)               | (12,374)       | (12,374)    | -      |

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で表示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

長期借入金(1年以内返済予定を含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

時価については取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定してしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 非上場株式 138,148千円

※市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難なため、投資有価証券には含まれておりません。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸用不動産(土地を含む)を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円)   |
|-----------------|-----------|
| 2,093,845       | 6,684,332 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 707円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | △56円49銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### 株式取得による企業結合

当社は、平成28年3月30日開催の取締役会において、当社グループが米国ネバダ州所在の Dynamic Isolation Systems, Inc. (以下、“DIS社”) の発行済み株式のすべてを取得し子会社化することを決議いたしました。同日に株式譲渡契約書を締結し、平成28年4月21日に株式を取得しております。これにより、DIS社は当社グループの連結子会社となっております。

#### 1. 株式取得の目的

DIS社は主に建築構造物向け免制震製品の製造販売を事業としており、米国内に生産拠点を構え、欧米やアジアをはじめワールドワイドに販売ネットワークを構築しております。

同社を買収することで、当社グループが有する様々なデバイスを同社の販売網にのせて海外市場での拡販をはかるとともに、同社製品群を当社ラインナップに加えてより幅広く顧客のニーズに応えることが見込まれます。同時に、生産面においても拠点間での生産の効率化や最適化を実現するとともに、技術的なテクノロジー結集することにより新製品開発や性能改善が見込まれます。また、同社経営陣の高い事業遂行能力を活用し、当社グループが培ってきた総合力を更に高めながら、日本を含む世界市場での事業拡大を図ってまいります。

#### 2. 企業結合の概要

|             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 被取得企業の名称    | Dynamic Isolation Systems, Inc. |
| 被取得企業の事業の内容 | 免制震製品の製造販売                      |
| 企業結合日       | 平成28年4月21日                      |

#### 3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得価額につきましては、相手先と最終的な価額について交渉中のため、現時点で未定です。

#### 4. 発生するのれんの金額等

取得原価が未定のため、現時点で未定です。

5. 企業結合日における資産及び負債の公正価値  
現在算定中のため、記載を省略しております。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部   |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目       | 金 額       | 科 目       | 金 額       |
| 流動資産      | 504,569   | 流動負債      | 1,050,979 |
| 現金及び預金    | 17,593    | 短期借入金     | 803,097   |
| 未収入金      | 305,413   | 未払金       | 171,872   |
| 前払費用      | 5,510     | 未払法人税等    | 67,681    |
| その他       | 176,051   | 未払費用      | 3,342     |
| 固定資産      | 5,308,096 | 賞与引当金     | 1,718     |
| 有形固定資産    | 52        | その他       | 3,266     |
| 工具、器具及び備品 | 52        | 固定負債      | 8,569     |
| 無形固定資産    | 2,620     | 長期未払金     | 8,476     |
| その他       | 2,620     | 繰延税金負債    | 92        |
| 投資その他の資産  | 5,305,423 | 負債合計      | 1,059,548 |
| 関係会社株式    | 5,304,618 | 純 資 産 の 部 |           |
| その他       | 805       | 株主資本      | 4,753,117 |
| 資産合計      | 5,812,666 | 資本金       | 500,000   |
|           |           | 資本剰余金     | 3,804,224 |
|           |           | 資本準備金     | 125,000   |
|           |           | その他資本剰余金  | 3,679,224 |
|           |           | 利益剰余金     | 489,126   |
|           |           | その他利益剰余金  | 489,126   |
|           |           | 繰越利益剰余金   | 489,126   |
|           |           | 自己株式      | △40,233   |
|           |           | 純資産合計     | 4,753,117 |
|           |           | 負債純資産合計   | 5,812,666 |

## 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |         |
|-------------------------|---------|---------|
| 売 上 高                   |         |         |
| 受 取 配 当 金               | 264,795 |         |
| 経 営 管 理 料               | 180,000 | 444,795 |
| 売 上 総 利 益               |         | 444,795 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 207,479 |
| 営 業 利 益                 |         | 237,315 |
| 営 業 外 収 益               |         |         |
| 雑 収 入                   |         | 536     |
| 営 業 外 費 用               |         |         |
| 支 払 利 息                 |         | 9,577   |
| 経 常 利 益                 |         | 228,274 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 228,274 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △6,440  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △212    | △6,652  |
| 当 期 純 利 益               |         | 234,927 |

## 株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

|                  | 株主資本    |         |                              |                     |                                                       |                     |         |            |
|------------------|---------|---------|------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------|---------------------|---------|------------|
|                  | 資本金     | 資本剰余金   |                              |                     | 利益剰余金                                                 |                     | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                  |         | 資本準備金   | そ<br>の<br>他<br>資本<br>剰余<br>金 | 資本<br>剰余<br>金<br>合計 | そ<br>の<br>他<br>利益<br>剰余<br>金<br>繰<br>越<br>剰<br>余<br>金 | 利益<br>剰余<br>金<br>合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高        | 500,000 | 125,000 | 3,679,224                    | 3,804,224           | 402,799                                               | 402,799             | △40,219 | 4,666,804  |
| 当 期 変 動 額        |         |         |                              |                     |                                                       |                     |         |            |
| 剰余金の配当           | -       | -       | -                            | -                   | △148,599                                              | △148,599            | -       | △148,599   |
| 当 期 純 利 益        | -       | -       | -                            | -                   | 234,927                                               | 234,927             | -       | 234,927    |
| 自 己 株 式<br>の 取 得 | -       | -       | -                            | -                   | -                                                     | -                   | △14     | △14        |
| 当期変動額合計          | -       | -       | -                            | -                   | 86,327                                                | 86,327              | △14     | 86,313     |
| 当 期 末 残 高        | 500,000 | 125,000 | 3,679,224                    | 3,804,224           | 489,126                                               | 489,126             | △40,233 | 4,753,117  |

|                  | 純資産合計     |
|------------------|-----------|
| 当 期 首 残 高        | 4,666,804 |
| 当 期 変 動 額        |           |
| 剰余金の配当           | △148,599  |
| 当 期 純 利 益        | 234,927   |
| 自 己 株 式<br>の 取 得 | △14       |
| 当期変動額合計          | 86,313    |
| 当 期 末 残 高        | 4,753,117 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

### 2. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）が当事業年度末に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 859千円

(2) 保証債務（子会社の借入金・割引手形に対する債務保証）

㈱川金金融 借入金・割引手形 12,536,275千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 299,163千円

短期金銭債務 851,668千円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 444,795千円

販売費及び一般管理費 13,895千円

営業取引以外の取引による取引高 9,577千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 186千株       | 0千株        | 一千株        | 186千株      |

※自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、繰越欠損金、役員退職慰労金の未払の否認、前払年金費用等であります。なお、評価性引当金は14,835千円であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 会社等の名称            | 事業の内容            | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との関係     | 取引の内容                | 取引金額(千円)                 | 科目         | 期末残高(千円)     |
|-------------------|------------------|--------------|---------------|----------------------|--------------------------|------------|--------------|
| ㈱川金ビジネス<br>マネジメント | 不動産賃貸業<br>事務業務委託 | 100.0        | 経営管理<br>役員の兼任 | 経営管理料                | 80,000                   | —          | —            |
| ㈱川金金融             | 貸金業              | 100.0        | 経営管理<br>役員の兼任 | 資金借入<br>支払利息<br>債務保証 | —<br>9,577<br>12,536,275 | 短期借入金<br>— | 803,097<br>— |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 経営管理料は当社の運営費相当額を子会社から応分に收受しております。

2 債務保証については、㈱川金金融に対しては金融機関からの借入金・割引手形であります。

3 資金の借入金利については市場金利を勘案し決定しております。

4 グループファイナンスの基本契約に基づくCMS（金融子会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム）により資金が日々移動するため、取引高は記載しておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 239円90銭

(2) 1株当たり当期純利益 11円86銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切捨て表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月30日

株式会社川金ホールディングス

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 前原 一彦 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 澁江 英樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社川金ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社川金ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月30日

株式会社川金ホールディングス

取締役会 御中

東陽監査法人

|        |       |       |   |
|--------|-------|-------|---|
| 指定社員   | 公認会計士 | 前原 一彦 | Ⓜ |
| 業務執行社員 |       |       |   |
| 指定社員   | 公認会計士 | 澁江 英樹 | Ⓜ |
| 業務執行社員 |       |       |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社川金ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月1日

株式会社川金ホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 野 村 敏 夫 ㊟

社 外 監 査 役 田 邊 國 夫 ㊟

社 外 監 査 役 鈴 木 俊 介 ㊟

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月1日

株式会社川金ホールディングス 監査役会

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役 | 野 村 敏 夫 | Ⓢ |
| 社 外 監 査 役 | 田 邊 國 夫 | Ⓢ |
| 社 外 監 査 役 | 鈴 木 俊 介 | Ⓢ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第8期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当金3円75銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は74,299,867円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

現在取締役6名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | すずき しんきち<br>鈴木 信吉<br>(昭和42年2月23日生) | 平成19年3月 川口金属工業株式会社(現株式会社川金ビジネスマネジメント)代表取締役社長に就任<br>平成20年10月 株式会社川金ホールディングス代表取締役社長に就任(現任)<br>平成23年6月 株式会社川金ビジネスマネジメント代表取締役会長に就任(現任)                                                                                         | 954,535株           |
| 2     | あおき みつる<br>青木 満<br>(昭和23年11月21日生)  | 昭和62年1月 川口金属工業株式会社(現株式会社川金ビジネスマネジメント)入社<br>平成15年6月 同社総務部長<br>平成19年4月 同社財務部長(現任)<br>平成19年6月 同社取締役に就任<br>平成20年9月 株式会社川金金融代表取締役社長に就任(現任)<br>平成20年10月 株式会社川金ホールディングス取締役経営管理部長に就任(現任)<br>平成23年6月 株式会社川金ビジネスマネジメント代表取締役社長に就任(現任) | 9,000株             |
| 3     | すずき こうぞう<br>鈴木 康三<br>(昭和44年5月2日生)  | 平成11年4月 株式会社松田製作所入社<br>平成11年6月 同社取締役に就任<br>平成16年4月 同社常務取締役に就任<br>平成22年6月 同社代表取締役社長に就任(現任)<br>平成23年6月 株式会社川金ホールディングス取締役に就任(現任)                                                                                              | 385,373株           |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有するの<br>当社株<br>式の数 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4     | かみ と まい あきら<br>上斗米明<br>(昭和34年12月19日生) | 昭和58年4月 大蔵省入省<br>平成7年7月 大蔵省主計局主査<br>平成9年7月 世界銀行出向<br>平成21年7月 国税庁長官官房総務課長<br>平成22年2月 株式会社パソナグループ執行役員に就任<br>平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役役に就任(現任)<br>平成22年8月 株式会社パソナグループ常務執行役員に就任<br>平成25年8月 同社取締役常務執行役員に就任<br>平成27年6月 同社取締役常務執行役員コーポレートガバナンス本部長に就任(現任)<br>平成27年6月 株式会社川金ホールディングス社外取締役に就任(現任) | 一株                  |
| 5     | の なが せ ゆう じ<br>野長瀬裕二<br>(昭和36年6月24日生) | 平成15年4月 国立大学法人埼玉大学地域共同研究センター助教授に就任<br>平成17年9月 国立大学法人山形大学大学院 理工学部研究科教授に就任<br>平成21年3月 株式会社ナカニシ社外監査役に就任<br>平成26年3月 同社社外取締役に就任(現任)<br>平成27年6月 株式会社川金ホールディングス社外取締役に就任(現任)<br>平成28年4月 摂南大学経済学部教授に就任(現任)                                                                                        | 5,000株              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上斗米明氏及び野長瀬裕二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として上斗米明氏及び野長瀬裕二氏を指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 上斗米明氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営における豊富な経験と見識を活かし、外部的視点の観点から取締役の業務執行に対する監督機能を期待するとともに、経営全般に対する有効な助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
5. 野長瀬裕二氏を社外取締役候補者とした理由は、ベンチャー企業経営、経営システム工学の専門知識を活かし、経営の重要事項の決定プロセスのチェックの過程において、客観的な問題指摘、経営戦略策定におけるアドバイス等を頂けるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外

の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

6. 上斗米明氏及び野長瀬裕二氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、社外取締役である上斗米明氏及び野長瀬裕二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以 上

